



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*55 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を

次のように定める。

平成20年5月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項を次のように改める。

3 税務課の出納員

- (1) 税務課の所掌事務に伴う県税収入の収入(戻出に係る支払を除く。)に関する事。
- (2) かいの所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び一時保管すること。
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第16条の2第2項の規定により証券をもってする納付又は納入の委託を受けた場合における当該有価証券(以下「県税納付受託証券」という。)を出納し、及び保管すること。
- (4) 和歌山県自動車税等証紙特別会計に係る歳入金を直接収納し、及び一時保管すること。
- (5) 地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附金又は法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第1号に規定する寄附金を口座振込の方法で収納し、及び一時保管すること。
- (6) 公売保証金及び公売代金(現金に代えて納付される証券を含む。)を直接収納し、及び一時保管すること。
- (7) つり銭用資金を保管すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。